

# 死亡野鳥を見つけたら

- 県では、高病原性鳥インフルエンザウイルスの早期発見・拡大防止のため、国のマニュアルに基づき検査対象となる死亡野鳥の回収および検査を行っています。
- 検査対象外と判断された場合は、土地の所有者・管理者が一般廃棄物として処分してください。
- 野鳥は鳥インフルエンザ以外に病気や事故、気象条件など様々な理由で死亡します。また、鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活において鳥インフルエンザを過度に心配する必要はありません。

## 《対応の流れ》

### 種同定・検査必要性判断

#### 損傷・腐敗・乾燥等がある？

のどや肛門のぬぐい液を採取するので、損傷、腐敗、乾燥している場合は検査できません

いいえ

#### 猛禽類または水鳥？

猛禽類（タカ・フクロウ等）  
⇒鋭いくちばし・爪がある  
水鳥（カモ類、カイツブリ等）  
⇒水かきがある

いいえ

#### ハトより小さい？

はい

#### 数は3羽未満？

はい

#### ○下記窓口ご連絡し、死亡野鳥の写真をメールで送付

- ・頭部と体の側面からの写真
- ・本文に「発見場所、連絡先、名前」を記載

#### ○提供情報を基に県が検査の必要性を判断

検査対象

### 検査不要・不可

#### 廃棄してください

#### 【廃棄の方法】

- 死亡野鳥は生ゴミとして扱われます。
- 土地の所有者、管理者等がその市町の処分方法で処理してください。
- 細菌や寄生虫などを保有しているおそれがありますので、マスクや手袋を着用してください。

検査対象外

### 死亡野鳥の回収

- 県の職員等が回収に伺います。
- 夜間は、原則翌日の対応となります。

### 県家畜保健衛生所で検査実施

#### 【相談・連絡窓口】

- 自然環境課 ※土日・祝日を除く  
福井市大手3丁目17-1 ☎0776-20-0306 ✉shizen@pref.fukui.lg.jp
- 自然保護センター ※休館日(月曜と休日の翌日)を除く  
大野市南六呂師169-11-2 ☎0779-67-1655 ✉sizen-c@pref.fukui.lg.jp
- 里山里海湖研究所 ※土日・祝日を除く  
若狭町鳥浜122-12-1 ☎0770-45-3580 ✉satoyama@pref.fukui.lg.jp